

○厚生労働省告示第 号

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第二条の規定に基づき、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。なお、この告示の制定前に使用されていたこの告示に規定する様式に相当する様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十年 月 日

厚生労働大臣 舛添 要一

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式は、次の表の区分によるものとする。

訪問看護療養費請求書

国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く場合	様式第一
国民健康保険の被保険者に	様式第二

訪問看護療養費明細書

係るもの場合
後期高齢者医療の被保険者
に係るもの場合

様式第四

様式第三

